

議案第95号

沼田市温泉休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市温泉休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市温泉休養施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沼田市温泉休養施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表の1中「530円」を「650円」に、「320円」を「400円」に、「850円」を「1,050円」に、「520円」を「600円」に、「1,050円」を「1,250円」に、「730円」を「800円」に、「1,260円」を「1,450円」に、「840円」を「900円」に、「210円」を「250円」に、「160円」を「200円」に改め、同表の3中「1,050円」を「1,200円」に、「730円」を「850円」に、「15リットル」を「10リットル」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の利用料金の承認その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の規定の例により行うことができる。